

議案第104号

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例制定について

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年11月27日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設において併設することができるサービスを加え、使用料の額を改め、併せて字句の整理等を行うため、この案を提出する。

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例(令和6年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(位置)</p> <p>第2条 福祉施設の位置は、<u>那覇市字真地270番地</u>とする。</p> <p>(福祉施設の用途)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 福祉施設は、前項の事業の用に供するのに併せて<u>居宅サービス(法第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。)</u>を行う事業の用に供することができるものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 使用料は、1月につき、<u>利用期間の初日(前条第2項の規定による更新に係る期間の使用料にあっては、当該更新に係る期間の初日)</u>において、<u>福祉施設を構成する土地について那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)第3条第1項第1号アに規定する計算式で算出した額及び福祉施設を構成する建物について同項第2号に規定する計算式で算出した額の合計額を12で除して得た額</u>とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、事業者指定の有効期間の初日又は利用期間の末日が月の中途である場合の当該月分の使用料は、<u>同項の規定により算出して得た額</u>を当該月の日数で除して得た額に当該月における利用期間(第1項ただし書に規定する期間を除く。)の日数を乗じて得た額とする。</p> <p>5 <u>前2項の規定により算出して得た額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り</u></p>	<p>(位置)</p> <p>第2条 福祉施設の位置は、<u>那覇市字真地277番地</u>とする。</p> <p>(福祉施設の用途)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 福祉施設は、前項の事業の用に供するのに併せて<u>市長が適當と認めるサービス</u>を行う事業の用に供することができるものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 使用料は、1月につき、<u>174,000円</u>とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、事業者指定の有効期間の初日又は利用期間の末日が月の中途である場合の当該月分の使用料は、<u>同項に規定する額を当該月の日数で除して得た額に当該月における利用期間(第1項ただし書に規定する期間を除く。)の日数を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>5 <u>前項の規定により算出して得た額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り</u></p>

り捨てるものとする。

捨てるものとする。

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。